

京都市教育委員会教育長告示第4号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの開所時間を臨時に変更し、並びに同センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

平成20年7月11日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

1 京都市総合教育センターの開所時間を変更する日及び変更後の開所時間

開所時間を変更する日	変更後の開所時間
平成20年8月11日（月）から同月15日（金）まで	午前9時から午後5時30分まで

2 情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所する日

臨時に休所する日	平成20年8月2日（土）、同月9日（土）、同月16日（土）、同月23日（土）、同月30日（土）、同年12月27日（土）、平成21年3月21日（土）、同月28日（土）及び同月31日（火）
----------	--

（総合教育センター指導室研修課）